

特許権	判決年月日	平成30年10月29日	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(ネ)第10073号	
○ 発明の名称を「金融商品取引管理装置、プログラム」とする特許権に基づく侵害行為差止請求につき、対象となるサーバの使用行為が同特許の均等侵害を構成しないとされた事例。			

(事件類型) 特許権侵害行為差止 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法70条

(関連する権利番号等) 特許第5941237号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、原判決別紙被告サービス目録記載のサービス（以下「被控訴人サービス」という。）を提供している被控訴人に対し、被控訴人サービスを管理するサーバ（以下「被控訴人サーバ」という。）の使用が本件特許権を侵害するとして、特許法100条1項に基づき、被控訴人サーバの使用の差止めを求めた事案である。

2 原判決（東京地方裁判所平成28年(ワ)第21346号・平成29年7月20日判決）は、被控訴人サービスは本件発明の技術的範囲に属するものではないとして、控訴人の請求を棄却した。

3 本判決は、被控訴人サービスは本件発明の技術的範囲に属しないとした上で、以下のとおり、被控訴人サービスは、均等の第3要件を充足しないとして、均等侵害の成立も否定した。

(1) 被控訴人サービスの構成のうち、①第一注文情報のうち取引開始後最初の取引の第一注文情報と、相場変動後の新たな価格帯での最初の取引の第一注文情報のみを成行注文とする構成、②相場変動後の新たな価格帯での最初の成行注文に係る注文情報の生成を、旧価格帯における成行注文と対をなす指値注文の約定をトリガとして行わせる構成（以下「本件相違構成」という。）を本件発明の構成との相違点として把握して検討するのが相当である。

(2) 第一注文情報を成行注文に置換するのであれば、すべての第一注文情報を成行注文とする構成が想到し易く、また、相場価格変動後の最初の取引に係る第一注文情報だけを成行注文とする場合は、相場価格が指定価格となることをトリガとする構成が想到し易いものと考えられる。

また、被控訴人サービスは、本件相違構成を採用した上で、同じ価格帯でのイフダンオーダーを継続させるためには、相場価格が変動した場合に、旧価格帯の成行注文と対をなす指値注文の約定をトリガとして、旧価格帯における指値注文に係る注文情報群も生成させる必要があり、この点を考慮すると、本件発明に本件相違構成を適用するに当たっては、相応の検討が必要であったというべきである。

以上のことに、本件全証拠によっても、被控訴人サービスが開始された時点において、本件相違構成を採用した金融商品取引に係るサービスが存在したり、本件相違構成を開示した文献があったとは認められないことを併せ考慮すると、本件相違構成に係る置換をすることは当業者が容易に想到することができたとは認められないというべきである。